

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 9 月 26 日（火）第 451 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
 ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (漁港漁場課取扱い) 1
 ○地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 3
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 監 査 委 員 公 表
 ○監査結果の公表 (監査委員事務局取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 告 示
 ○遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 公 告
 ○令和 5 年度駐車監視員資格者講習及び認定審査実施公告 (交通指導課取扱い) 5
- 道 路 公 社 公 告
 ○有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の公告の一部を変更する公告 (道路公社取扱い) 7
- 正 誤
 ○鹿児島県公報第354号（令和 4 年10月14日付け）の一部訂正（※） (人事課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第723号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 5 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	岩尾病院	鹿児島市甲突町17番18号	令和 5 年 9 月 12 日から 令和 8 年 9 月 11 日まで

鹿児島県告示第724号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和 5 年 9 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

- しゅん功認可年月日
令和 5 年 9 月 19 日
- しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
いちき串木野市

いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市長 中屋謙治

3 埋立区域

(1) 位置

いちき串木野市羽島字立割5376番3の地先公有水面並びに同市羽島字立割5376番5，5376番2及び同市羽島字御帳附5417番1に接する公共空地並びに同市羽島字御帳附5424番3から5450番を経て5451番1に至る間の土地に接する道の地先公有水面

(2) 区域

ア a 区域

次の各地点のうち，a1の地点からa6の地点までを順次結んだ線及びa6の地点とa1の地点を結んだ線により囲まれた区域

a1の地点 国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から53度40分49秒2,876.66メートルの地点

a2の地点 a1の地点から248度11分04秒3.03メートルの地点

a3の地点 a2の地点から287度49分22秒5.95メートルの地点

a4の地点 a3の地点から85度20分24秒0.82メートルの地点

a5の地点 a4の地点から85度19分59秒0.54メートルの地点

a6の地点 a5の地点から100度07分07秒3.83メートルの地点

イ b 区域

次の各地点のうち，b1の地点からb26の地点までを順次結んだ線及びb26の地点とb1の地点を結んだ線により囲まれた区域

b1の地点 国土地理院二等三角点「羽島」（北緯31度44分23.6秒，東経130度10分46.4秒）から53度27分57秒2,856.88メートルの地点

b2の地点 b1の地点から216度26分13秒7.70メートルの地点

b3の地点 b2の地点から260度21分37秒12.91メートルの地点

b4の地点 b3の地点から261度19分05秒7.04メートルの地点

b5の地点 b4の地点から264度45分15秒12.12メートルの地点

b6の地点 b5の地点から270度43分55秒19.18メートルの地点

b7の地点 b6の地点から278度07分08秒19.20メートルの地点

b8の地点 b7の地点から284度33分47秒15.06メートルの地点

b9の地点 b8の地点から288度30分22秒4.32メートルの地点

b10の地点 b9の地点から288度35分58秒17.93メートルの地点

b11の地点 b10の地点から286度56分36秒2.22メートルの地点

b12の地点 b11の地点から279度43分54秒2.69メートルの地点

b13の地点 b12の地点から65度44分03秒3.51メートルの地点

b14の地点 b13の地点から84度56分13秒2.45メートルの地点

b15の地点 b14の地点から83度13分04秒19.63メートルの地点

b16の地点 b15の地点から86度30分45秒4.61メートルの地点

b17の地点 b16の地点から89度14分33秒14.15メートルの地点

b18の地点 b17の地点から84度23分32秒17.43メートルの地点

b19の地点 b18の地点から97度40分41秒16.87メートルの地点

b20の地点 b19の地点から98度54分51秒11.07メートルの地点

b21の地点 b20の地点から89度57分51秒6.40メートルの地点

b22の地点 b21の地点から105度17分08秒5.89メートルの地点

b23の地点 b22の地点から60度28分47秒5.53メートルの地点

b24の地点 b23の地点から104度28分08秒7.42メートルの地点

b25の地点 b24の地点から103度53分28秒0.10メートルの地点

b26の地点 b25の地点から178度00分07秒0.17メートルの地点

ウ c 区域

次の各地点のうち，c1の地点からc10の地点までを順次結んだ線及びc10の地点と

- c 1 の地点を結んだ線により囲まれた区域
- c 1 の地点 国土地理院二等三角点「羽島」(北緯31度44分23.6秒, 東経130度10分46.4秒) から50度40分09秒2,684.23メートルの地点
- c 2 の地点 c 1 の地点から265度19分43秒2.16メートルの地点
- c 3 の地点 c 2 の地点から259度45分27秒13.35メートルの地点
- c 4 の地点 c 3 の地点から254度41分13秒20.56メートルの地点
- c 5 の地点 c 4 の地点から256度26分02秒3.87メートルの地点
- c 6 の地点 c 5 の地点から326度54分25秒1.70メートルの地点
- c 7 の地点 c 6 の地点から345度48分31秒14.89メートルの地点
- c 8 の地点 c 7 の地点から95度37分41秒4.70メートルの地点
- c 9 の地点 c 8 の地点から95度54分16秒22.43メートルの地点
- c 10 の地点 c 9 の地点から95度30分50秒14.01メートルの地点

(3) 面積

- a 区域 5.81平方メートル
- b 区域 1,630.51平方メートル
- c 区域 366.84平方メートル
- 合計 2,003.16平方メートル

4 埋立地の用途

環境施設用地(緑地)

5 埋立免許年月日及び番号

平成28年8月29日

指令漁港第258号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

いちき串木野市

鹿児島県告示第725号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により,次のとおり国土調査(地籍調査)の成果を認証した。

令和5年9月26日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿屋市	令和3年6月23日から 令和4年12月14日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市獅子目町及び南町の各一部	令和5年 9月15日
鹿屋市	令和3年6月23日から 令和4年12月14日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市吾平町麓の一部	令和5年 9月15日
鹿屋市	令和3年6月23日から 令和4年12月14日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市下高隈町の一部	令和5年 9月15日
垂水市	令和3年8月26日から 令和5年2月7日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市市木の一部	令和5年 9月15日
大和村	令和3年6月23日から 令和5年2月23日まで	地籍図及び地籍簿	大和村大字大棚の一部	令和5年 9月15日
天城町	令和3年7月27日から 令和5年2月20日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大字与名間の一部	令和5年 9月15日
天城町	令和3年7月27日から 令和5年2月20日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大字西阿木名の一部	令和5年 9月15日

始良・伊佐地域振興局告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により,指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス

の事業の廃止の届出があった。

令和 5 年 9 月 26 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター隼人	霧島市隼人町東郷1088-1	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	森 信介	令和 5 年 8 月 1 日	重度訪問介護
ニチイケアセンター見次	霧島市隼人町見次字寺ノ前595番3SunShineMET2階A号室	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	森 信介	令和 5 年 8 月 1 日	重度訪問介護・同行援護

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 26 日

鹿児島県監査委員 松蘭英昭
同 大 藪 豊
同 西 高 悟
同 前野義春

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第93号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 9 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 大海物語 5 H C L	株式会社三洋物産	310379
ぱちんこ遊技機	P A 激デジ牙狼月虹ノ旅人-R L	株式会社サンセイアールアンドディ	310325
ぱちんこ遊技機	e ルパン三世 1 3 H 4 Y Z 6	株式会社平和	3P0948
ぱちんこ遊技機	P y e s ! 高須クリニック超整形 P I N K 1	豊丸産業株式会社	3P0903
ぱちんこ遊技機	e シン・エヴァンゲリオン Z	株式会社ジェイビー	3P0777
ぱちんこ遊技機	P シン・エヴァンゲリオン X	株式会社ビスティ	3P0912
回胴式遊技機	L ラブ嬢 3 M 4	株式会社アムテックス	3S1032
回胴式遊技機	S ニューシオサイ S A	株式会社ピーセカンド	3S0331
回胴式遊技機	S ドラゴンハナハナ～閃光～ S P - 3 0	株式会社パイオニア	3S0875

公 安 委 員 会 公 告

令和 5 年度駐車監視員資格者講習及び認定考査実施公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イ及びロの規定に係る令和5年度駐車監視員資格者講習及び認定考査を次のとおり実施する。

令和5年9月26日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 実施日時

(1) 駐車監視員資格者講習の日時

ア 講習

令和5年11月8日（水）及び同月9日（木）午前9時から午後5時まで

イ 修了考査

令和5年11月14日（火）午前9時から午前10時まで

(2) 認定考査の日時

令和5年11月14日（火）午前9時から午前10時まで

2 実施場所

鹿児島県市町村自治会館5階501会議室（鹿児島市鴨池新町7番4号）

3 定員

講習及び認定考査の人員を合わせて12人

4 講習の方法

(1) 講習項目

ア 交通警察総説

イ 駐車対策法制及び駐車監視員制度の概要

ウ 放置車両の確認に必要な基礎知識

エ 放置車両の確認等の実施要領等

オ 基本的心構え及び職務倫理

(2) 修了考査の実施

(1)の講習項目に関し、受講者が講習事項を理解したか否かの修了考査を実施する。

なお、修了考査の結果、一定基準を満たした者については、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 認定考査の方法

駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者であるかの審査をするため、認定考査を実施する。

なお、認定考査の結果、一定基準を満たした者については、委託規則第10条第4項に規定する認定書を交付する。

6 講習及び認定考査の申請手續

(1) 講習の申請手續

ア 提出書類等

(㏽) 講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、確認事務の委託法人の登録手續等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入して申込者の住居地を管轄する警察署に申込者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申込みの際には、委託規則第7条第2項に規定する写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真。以下同じ。）1枚を申込書に貼り付けて提出すること。

(ウ) 申込書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申込書提出後、申込者に駐車監視員資格者講習受講票が送付されるので、申込者は講習受講の際は必ず同受講票を提出すること。

(2) 認定審査の申請手続

ア 提出書類等

(ア) 認定審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 5 条第 1 項に規定する認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入して申請者の住居地を管轄する警察署に申請者本人が提出すること。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申請者本人の委任状を併せて提出すること。

(イ) 申請の際には、委託規則第 7 条第 2 項に規定する写真 1 枚を申請書に貼り付け、委託規則第 10 条第 3 項に規定する書類を添付しなければならない。

(ウ) 申請書については、鹿児島県警察本部交通指導課及び鹿児島県内の警察署で交付を行う。

イ その他

アの申請書提出後、申請者に駐車監視員資格者認定審査受検票が送付されるので、申請者は認定審査の際は必ず同受検票を提出すること。

7 手数料

(1) 講習手数料（修了審査代を含む。）

講習手数料 20,000円

20,000円分の鹿児島県収入証紙を申込書に貼り付けて提出すること。

なお、申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

(2) 認定申請手数料（認定審査）

認定申請手数料 4,500円

4,500円分の鹿児島県収入証紙を申請書に貼り付けて提出すること。

なお、申請書を受け付けた後は、認定申請手数料は返還しない。

8 受付期間

令和 5 年 10 月 10 日（火）から同月 20 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

なお、講習及び認定審査の人員が合わせて 12 人になり次第受付を終了する。

9 修了審査及び認定審査の合格者の発表

修了審査及び認定審査終了後、当日中に合格者を発表する。

10 その他

(1) 注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了し、又は駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認められても、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

ア 18 歳未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に委託規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない

者

(2) 問合せ先

本件についての問合せは、鹿児島県警察本部交通指導課（代表電話099-206-0110内線5126）又は鹿児島県内の最寄りの警察署に対して行うこと。

道 路 公 社 公 告

有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の公告の一部を変更する公告

鹿児島県道路公社（以下「公社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第24条第3項の規定に基づき、公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法の公告（平成29年11月24日鹿児島県公報第3369号登載）の一部を次のように変更する。

令和 5 年 9 月 26 日

鹿児島県道路公社理事長 橋木竜一

第1条中「公社が」を削り、「基づき料金を徴収する」を「おける運転者が通行させる」に改める。

正 誤

令和 4 年 10 月 14 日 付 け 鹿 児 島 県 公 報 第 354 号 中 次 の と お り 誤 り が あ っ た の で 訂 正 す る。

ページ	訂正箇所	誤	正
10	下から3行目	とする」を「	」とする」を「」